

枚方市職員措置請求
監査結果報告書

枚方市監査委員

枚 監 査 第 114 号

平成 27 年 7 月 17 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦

監 査 委 員 大 西 正 人

監 査 委 員 田 口 敬 規

監 査 委 員 木 村 亮 太

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、平成 27 年 5 月 26 日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求を却下する。

第2. 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 平成27年 5 月26日
3. 請求の要旨

請求人は、次に掲げる6件の事案に係る枚方市土木部職員等11名（土木部から異動した職員を含む。以下同じ。）に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるとして、市長に対して、土木部職員等11名の「適切・的確・適式な行政処分」を求めているものである。

- ①枚方市駅南口旧三越前市道南側車線における「一部特定層市民らの不法駐車」問題
- ②三菱東京UFJ銀行枚方支店前の「誘導ブロック」における不法駐輪問題
- ③モスバーガー店舗前の「誘導ブロック」における不法駐輪問題
- ④通称イズミヤ通りにおける「誘導ブロック」「車止め」に関する配置問題
- ⑤通称中宮平和ロードにおける「誘導ブロック」「コンクリート電柱」に関する問題
- ⑥枚方市役所内通称ふれあい通りの「誘導ブロック」移設問題

（①から⑥までの表記については、請求人の記載のまま）

第3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

本件請求書は、平成27年 5 月26日に提出され、受付を行った。

その後、平成27年5月29日、同年6月3日、同月8日及び同月19日に提出された補正文書等と併せて審査を行ったところ、本件請求は形式的な要件については具備しているものと認め、提出日に遡り受理することとした。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年7月9日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人からの陳述に先立ち、平成27年7月6日に次の(1)のとおり提出があった。

また、平成27年7月9日に陳述が行われ、併せて次の(2)のとおり提出があった。

(1) 枚方市職員措置請求（請求人陳述に際して）

(2) 本日、＜請求人陳述の席＞に臨場して

第4. 監査委員の判断

- 1 住民監査請求の対象となる行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」、「違法又は不当な財産の取得、管理、処分」、「違法又は不当な契約の締結、履行」、「違法又は不当な債務その他の義務の負担」（以上は、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）、「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」及び「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の財務会計行為であり、平成2年4月12日の最高裁判所第一小法廷判決【昭62（行ツ22）】では、財務会計行為のうち「財産の管理」とは、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当すると解されている。
- 2 請求人は、本件請求において、前掲6件の事案に係る土木部職員等11名に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があるとして、市長に対して、土木部職員等11名の「適切・的確・適式な行政処分」を求めているが、本件請求書並びに平成27年5月29日、同年6月3日、同月8日及び同月19日に提出された補正文書等、前掲第3. 2. (1)及び(2)並びに陳述会における請求人の主張は、前掲6件の事案についての道路管理に関する問題提起としては一定の理解はできるが、いずれも道路管理行政上の行為に当たるものであり、住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当しない。

第5．結論

以上のことから本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法なものである。

よって本件請求は、その余を判断するまでもなく、これを却下する。